

公共交通を守る富山県民ネットワーク運営要綱(案)

- 第1条 本会は、「公共交通を守る富山県民ネットワーク（略称＝公共交通県民ネット）」と称し、事務所を富山市奥田新町8番1号・ボルフアートとやま：富山県平和運動センター内に置く。
- 第2条 本会は、北陸新幹線長野～金沢間開業に伴いJR西日本から経営分離されるJR北陸本線に対応し、地域公共交通の維持・整備、生活路線としての県民の足を守るため、その最良の方法を検証・提案する。（氷見線・城端線等枝線についても考える）
- 2 県に対して計画の全容を明らかにさせると共に、必要な調査・研究を行ない、地域住民にアピールする。
- 第3条 本会は、前条の目的に賛同し、この運動に参加する団体・個人で構成する。
- 第4条 本会を運営するため、次の機関を置く。
1. 総会 総会は、本会に加盟する団体・個人の代表と役員で構成する。総会は、本会の最高決議機関であって、毎年1回以上開催し、年間活動方針、予算・決算の承認及び役員を選出する。
総会の構成基準は、幹事会で決定する。
2. 幹事会 幹事会は、会計監査を除く全役員で構成し、本会の活動方針に基づき、その日常的運営と執行にあたる。
- 第5条 本会に次の役員を置く。
1. 代表委員 若干名
2. 事務局長 1名
3. 事務局次長 若干名
4. 幹事 若干名
5. 会計監事 2名
6. 幹事会の推薦により、顧問及び相談役を置くことができる。
- 第6条 役員任期は2年とし、総会において選出する。ただし、再任を妨げない。
- 第7条 本会の財政は、団体・個人会費、寄付金、その他の収入をもって賄い、会計年度は毎年10月1日より翌年9月30日までとする。
会計監査は、年1回定期総会前に行ない、幹事会に報告することとする。
- 第8条 この会則は、2012年10月12日より施行することとし、改正が必要な場合は総会にはかつて決定することとする。